

調布都市計画地区計画の決定（調布市決定）

都市計画布田六丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		布田六丁目地区地区計画
位 置 ※		調布市布田六丁目地内
面 積 ※		約 7.4 ha
地 区 計 画 の 目 標		本地区内における土地区画整理事業に合わせ、道路・公園等の都市基盤施設の整備を図るとともに、低層住宅と農地が調和する安全でうるおいのあるまちづくりを進める。
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の 方 針	1. 地区整備計画を定める区域は、農地と調和する良好な居住環境を備えた低層住宅地の形成を図る。 2. それ以外の区域は、地区の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図る。
	地 区 施 設 の 整 備 の 方 針	本地区内に整備された道路、公園等について、その維持と保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	地区整備計画を定める区域における建築物等の整備の方針は、以下のとおりとする。 1. 敷地の細分化の防止と良好な市街地環境を形成するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 2. 街並みの統一、ゆとりとおちつきのある街並みを形成するため、「壁面の位置の制限」を定める。 3. 緑豊かな街並みの形成及び安全性・防災性の高いまちづくりを図るため、「垣又はさくの構造の制限」を定める。

位置 ※

調布市布田六丁目地内

面積 ※

約 2.9 ha

種類

名称

幅員

延長

備考

道路

区画道路 1号
区画道路 2号
区画道路 3号
区画道路 4号
区画道路 5号
区画道路 6号

6.0m
6.0m
6.0m
5.0m
5.0m
4.0m

約 300 m
約 50 m
約 130 m
約 100 m
約 110 m
約 20 m

新設
新設
新設
新設
新設
新設

名称

面積

備考

公園

公園 1号
公園 2号

約 410 m²
約 430 m²

新設
新設

名称

面積

備考

緑地

緑地 1号
緑地 2号

約 540 m²
約 110 m²

新設
新設

名称

面積

備考

その他の公共空地

公共空地 1号

約 220 m²

新設

建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	110 m²とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 土地区画整理事業で保留地として定めた 110 m²未満の土地。 (2) 地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として利用されている建築物の敷地面積の最低限度未満の土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する建築物の敷地面積の最低限度未満の土地について、その全部を一敷地として使用するもの。 (3) 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、0.75m以上、隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 自動車車庫で軒の高さが 2.3m以下かつ床面積の合計が 30 m²以下のもの。 (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫除く。）に供し、軒の高さが 2.3m以下かつ床面積の合計が 5 m²以下のもの。 (3) 地区計画の決定の告示日において、敷地面積が 110 m²未満の場合又は道路境界線からの敷地の奥行きが 8 m以下の場合、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は 0.5m以上後退した位置とする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又はフェンス等に緑化したものとする。 ただし、その基礎で地盤面からの高さが 60cm 以下のもの、あるいは門柱にあっては、この限りではない。

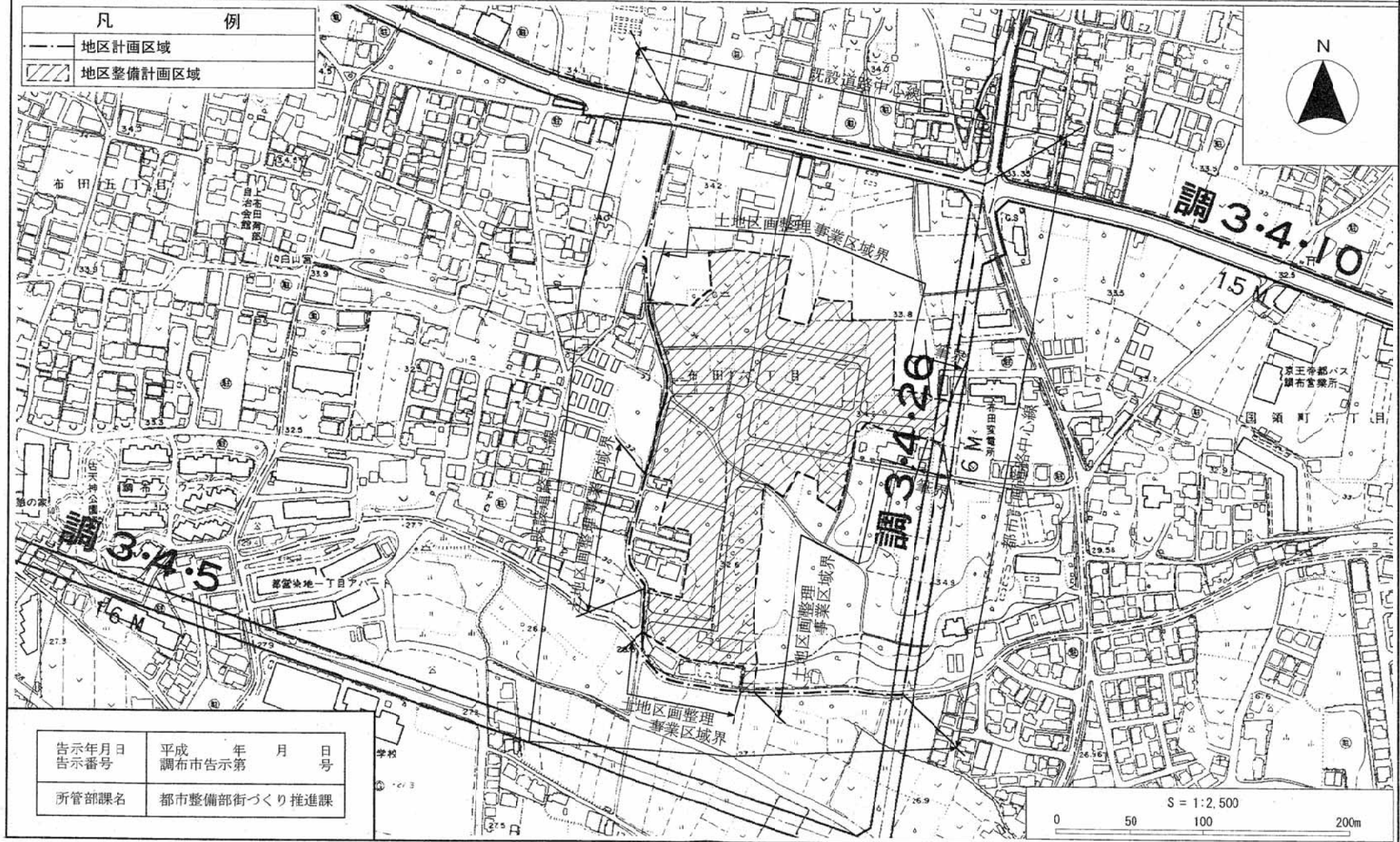
「区域、地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

※は知事同意事項

理由

本地区内における土地区画整理事業に合わせ、道路・公園等の都市基盤施設の整備を図るとともに、低層住宅と農地が調和する安全でうるおいのあるまちづくりを進めるために地区計画を決定する。

〔調布市決定〕



調布都市計画地区計画 布田六丁目地区地区計画

計画図 2

〔調布市決定〕

